

# 住宅(新築)の用に供する土地の取得に対する 不動産取得税の徴収猶予について

徴収猶予は、住宅が完成するまでの間、土地の取得に係る不動産取得税の納税を猶予する制度です。なお、猶予される税額は、その住宅が完成した時に減額が見込まれる額に相当する税額分となります。

この徴収猶予措置を受けるためには、下記のとおり、不動産取得税の納期限までに申告いただく必要があります。

## 1 要件

土地を取得してから3年以内にその土地の上に\*特例適用住宅を新築する予定があり、それを確認することができる書類があること。

\*特例適用住宅とは、住宅の床面積が50㎡(貸家共同住宅の場合は40㎡)以上240㎡以下であるものをいいます。

## 2 提出書類

上記の要件に該当する場合には、総合県税事務所に次の書類を提出してください。

### ①不動産取得税徴収猶予申告書(納期限までに申告する必要があります。)

※住所(現住所)、氏名を記入し、押印ください。その他の欄は空欄で結構です。

### ②不動産取得税申告書(土地)

※土地の申告書は、パンフレットを参照し記入ください。

### ③建築確認申請書 第1面～第5面(写)

### ④確認済証(写)

### ⑤建物平面図(専用住宅の場合は不要)

※建物が併用住宅の場合は、住宅部分の面積が分かる図面の提出をお願いします。

※建物が共同住宅の場合は、1戸当たりの面積が分かる図面の提出をお願いします。

①不動産取得税徴収猶予申告書及び②不動産取得税申告書(土地)は、  
[eとやま.net](http://e.toyama.net) からダウンロードできます。

なお、住宅が新築され登記が完了した場合には、不動産取得税申告書(家屋)及び家屋の全部事項証明書(写)を忘れずに当事務所課税第二課あて提出ください。提出されませんと減額が確定せず、猶予期間経過後、督促等の対象となります。

## 3 お申出及びお問合せ先

お申出先、お問合せ先	富山県総合県税事務所 課税第二課
電話番号	076-444-4505 076-444-4629
郵便番号	930-8548
所在地	富山市舟橋北町1-1-1(富山総合庁舎1階)
窓口取扱時間	月曜日から金曜日の8:30から17:15 (国民の祝日・休日及び年末年始を除く)

(平成28年3月現在)